

議 答 申 個 第 1 4 号

平成 1 7 年 7 月 2 5 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と、
日本郵政公社及び南都銀行が管理する電子計算機とを結合す
ることについて（答申）

平成 1 7 年 6 月 1 日付け生収第 1 2 5 号で諮問のあったこのことについて、
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>市税の収納事務に係る口座振替データ（以下「データ」という。）の運用に当たり、実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機と、日本郵政公社及び指定金融機関である南都銀行（以下「金融機関等」という。）の管理する電子計算機とを結合することについて</p>
審 議 会 の 意 見	<p>適当なものと認める。</p> <p>なお、データの送受信に当たっては、個人情報の漏えい、滅失及びき損等のないように常に最善のセキュリティ対策を講じられるよう申し添える。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、平成18年から本市の住民情報系システム機器を更新することに伴い、データを収録する磁気媒体がMOとなる一方、金融機関等が利用している大型の汎用コンピュータではMOの取扱いができないため、市と金融機関等とのデータの送受信をオンライン結合により行うため、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、システム機器の更新により、データの受け渡しをオンライン結合による送受信によらざるを得ないこと、本件結合に係るセキュリティの内容（ユーザーID及びパスワードの設定、市のネットワークとは接続しない専用パソコンの利用、回線接続は市からのアクセスによってのみ行うこと、電話回線を用いているため電話番号による相手番号識別着信機能により外部からの不正アクセスを防止できること等）、結合することによる事務処理の効率化等について慎重に審議した結果、本件結合に公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
結 合 先	日本郵政公社及び南都銀行
審 議 日	平成17年6月30日
所 管 課	市民部 収税課